

令和5年第1回九戸村議会臨時会会議録

令和5年2月8日（水）

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

日程第4 議案第2号 戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第5 議案第3号 令和4年度九戸村一般会計補正予算(第10号)

日程第6 議案第4号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◎出席議員（12人）

| | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 1番 | 古 舘 | 巖 君 | 7番 | 保大木 | 信 子 君 |
| 2番 | 川 戸 | 茂 男 君 | 8番 | 岩 渕 | 智 幸 君 |
| 3番 | 坂 本 | 豊 彦 君 | 9番 | 渡 | 保 男 君 |
| 4番 | 大 崎 | 優 一 君 | 10番 | 山 下 | 勝 君 |
| 5番 | 中 村 | 國 夫 君 | 11番 | 桂 川 | 俊 明 君 |
| 6番 | 久 保 | えみ子 君 | 12番 | 櫻 庭 | 豊太郎 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|---------------|-------|-------------|
| 村 | 長 | 晴 山 裕 康 君 |
| 副 | 村 | 長 伊 藤 仁 君 |
| 教 | 育 | 長 岩 渕 信 義 君 |
| 総 | 務 課 | 長 杉 村 幸 久 君 |
| I J U | 戦略室主幹 | 川 原 憲 彦 君 |
| 会 計 管 理 者 | | 大 向 一 司 君 |
| 兼 税 務 住 民 課 長 | | |
| 保 健 福 祉 課 長 | | 浅 水 涉 君 |
| 地 域 整 備 課 長 | | 関 口 猛 彦 君 |
| 教 育 次 長 | | 坂 野 上 克 彦 君 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 大久保 勝 彦 |
| 主 任 | 山 本 猛 輝 |

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 5 年第 1 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 10 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

2 月 8 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり、4 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、3 番、坂本豊彦君、4 番、大崎優一君、5 番、中村國夫君の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 3、議案第 1 号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」を議

題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第1号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、和解及び損害賠償の相手方ですが、二戸市金田一下山井52にお住いの中村章氏でございます。

2、和解の内容になりますが、損害賠償の額は、3に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切異議を申し立てないというものでございます。

3、損害賠償の額は、破損タイヤ1本分に双方の過失割合を考慮した9,600円としております。

4、損害賠償の原因ですが、これにつきましては、12月の村政調査会で詳しく報告させていただいたところでございますが、令和4年12月7日、午後5時10分頃、村道袖川滝谷線において、中村章氏が自家用車を運転中、村道舗装面にあった深さ10センチメートル程度の陥没した路上を走行し、前輪左タイヤがパンクしたものでございます。

令和5年2月8日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第2号「戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第2号「戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事の請負変更契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名ですが、戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事

2、工事場所ですが、九戸郡九戸村大字戸田地内

3、請負者ですが、所在地、盛岡市盛岡駅前通15の19

名称は、荏原実業株式会社 北東北営業所所長 森谷淳一でございます。

4、変更の内容ですが、契約金額において、変更前「4,510万円」を変更後「5,155万7,000円」とするものでございます。

令和5年2月8日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事において、設備の更新に追加が生じたことにより、請負変更契約を締結しようとするものでございます。説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 現在の工期は、いつからいつまでか。

それから、変更に伴い、工期の延長もあるのかないのか、お尋ねします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） 工期は、3月31日までとなっております。

ただし、いま現在、材料とか、そういったものの納期が3月までに間に合わない可能性があるものがございますので、状況によりまして繰り越しになる可能性がございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正補正予算（第10号）」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正予算（第10号）」につきまして、説明させていただきます。

令和4年度九戸村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,467万4,000円といたします。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

令和5年2月8日提出、九戸村長 晴山裕康。

（「休憩、お願いします」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩します。

休憩（午前 10 時 14 分）

再開（午前 10 時 17 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 大変、申しわけございませんでした。

それでは、最初から説明し直させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第 3 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算（第 10 号）」につきまして、説明させていただきます。

令和 4 年度九戸村一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 229 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 4,610 万 4,000 円といたします。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

令和 5 年 2 月 8 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページには「第 1 表 歳入歳出予算補正」がございまして。

歳入は、11 款地方交付税から 21 款諸収入までのうち、いずれも増額補正をしております。

3 ページが同じく歳出でございまして。

2 款総務費から 10 款教育費までのうち、商工費を除き増額補正となっております。

次ページ以降が、令和 4 年度九戸村一般会計補正予算に関する説明書となっております。

事項別明細書の 3 ページをご覧ください。

まず、歳入からになりますが、11 款地方交付税が 103 万 8,000 円の増となっております。

15 款国庫支出金、その下の 16 款県支出金ともに民生費交付金を見ておりますが、歳出に計上の出産子育て応援給付金に充当されるもので、補助率は国が 3 分の 2、県が 6 分の 1 となります。

21 款の諸収入の雑入は、後述します損害賠償金に対する共済金となっております。

次に、4 ページからの歳出ですが、2 款総務費、1 項 1 目の損害賠償金は、先

ほどお認めいただきました議案第1号に係る必要額となっております。

3款民生費、1項1目19節扶助費は、電気料金等の値上げや諸物価高騰、そして10年に一度の寒波などを踏まえまして、特に家庭への影響が大きいとされる住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対しまして、1世帯当たり5,000円を追加給付しようとするものでございます。

同じく2項1目児童福祉総務費については、妊娠期から出産子育てまでを経済的に支援するため、出産子育て応援給付金を創設し、妊娠届け時に5万円、出生届け時に5万円を給付するもので、新規計上となります。

同じく2目児童措置費は、児童手当県負担金の前年度返還金となります。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費につきましては、令和4年8月の豪雨災害で発生した災害ごみの処理委託料の不足分を増額補正するものとなります。

5ページをめくっていただきまして、7款商工費、1項3目総合公社運営事業につきましては、ふるさとの館改修工事及びコロポックルランド遊具撤去工事が完了したことから、工事請負費を減額補正するものでございます。

10款教育費、2項1目14節工事請負費は、戸田小学校校舎の電気設備について、電気保安協会の定期点検により不具合を指摘された箇所がございまして、これを改修しようとするものでございます。

説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 歳出の4ページのところ、電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金ですが、これには直接は関係ないんですけども、以前にも4,900万円の予算を取って、いま現在、申請を受け付けて交付していると思いますが、その部分について、今まで何人の方が申請をされたのか、お伺いしたいです。

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩いたします。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

6番議員、そこは全員協議会で説明するということがいかがですか。

○6番（久保えみ子君） よろしいです。

○議長（櫻庭豊太郎君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第10号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第6、議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

税務住民課長

○税務住民課長(大向一司君) 議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,093万9,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和5年2月8日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり。歳出につきましては、3ページのとおり、それぞれ款項に補正額の欄の金額を追加するものでございます。

今回の予算補正についてですが、補正をお願いしておりますのは、内容といたしまして2つあります。

一つは、高額療養費でございます。高額療養費においては、ここ2カ月の支給額において、金額の非常に大きな医療の給付を受けた方があったことや、給付件数の増加によりまして、通常月の7割程度多い月、5割程度多い月がございま

した。これによりまして、2月の支給分から予算が不足する状況となりましたので、予算の追加をお願いするものでございます。

また、もう一つは、療養給付費となります。この療養給付費は、医療機関等へ国保連を通じまして支払う保険者としての負担費用でございます。これにつきましても不足する見込みとなったことから、合わせて予算の追加をお願いするものでございます。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧いただきたいと思います。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金に普通交付金2,337万3,000円を追加しております。

歳出につきましては、次のページとなります。

歳入で予算計上いたしました普通交付金を財源といたしまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金補助及び交付金に、一般被保険者療養給付費1,299万3,000円を追加するものでございます。

また、同じく保険給付費となりますが、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金補助及び交付金に、一般被保険者高額療養費1,038万円を追加するものでございます。

以上、議案第4号の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
-

◎閉会の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和5年第1回九戸村議会臨時会を
閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会（午前10時32分）